

伊達市  
高齢者虐待対応マニュアル  
第2版  
(養介護施設従事者等による虐待対応編)

平成27年5月  
伊達市福祉部高齢福祉課

# 目 次

1	養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	1
2	養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方	2
3	身体拘束に対する考え方	4
4	各主体の責務と役割	6
	(1) 伊達市（高齢福祉課）	
	(2) 養介護施設・事業所、従事者	
5	高齢者虐待の具体的な対応	
	(1) 高齢者虐待対応の基本的な流れ	8
	(2) 具体的対応	
	①相談・通報・届出の受付	9
	②受付記録の作成	
	③虐待の疑いについて協議、緊急対応が必要な可能性の判断	10
	④施設・事業所への調査協力要請	10
	⑤当該施設・事業所への事実確認・訪問調査、実地指導	11
	⑥ケース検討会議の開催	12
	⑦改善計画書の提出要請	13
	⑧改善・是正状況の確認（モニタリング・評価）	13
	⑨終結	13
《参考資料》		
参考資料1	虐待相談受付票	1
参考資料2	高齢者虐待事実確認調書	2
参考資料3	高齢者虐待事情聴取	3
参考資料4	施設職員聞き取り調査票	5
参考資料5	高齢者虐待報告書	8
参考資料6	法律に基づく権限	9
参考資料7	高齢者虐待防止法条文	11

## はじめに

「伊達市高齢者虐待対応マニュアル～養介護施設従事者等による虐待対応編～」は、関係機関と連携して、家庭内における高齢者虐待を少しでも早く発見するとともに、より迅速かつ適切な対応を図っていくことを目的に平成19年5月に作成し、8年が経過しました。

昨今の高齢者虐待は、高齢社会の伸展に伴い、認知症高齢者の増加や老老介護等により問題が複雑化・長期化する事例が増加し、より迅速で適切な対応が求められ、関係機関との連携もいっそう重要になっています。また、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者分野のみならず、障がい者の分野との連携も重要になっています。

そこで、これまでのマニュアルの内容を踏まえつつ、追加すべき内容や使いやすい帳票の見直しを行い、より効果的な対応が実施されるよう「伊達市高齢者虐待対応マニュアル」を改訂しました。

今回の改訂では介護保険法改正による高齢者や養介護施設従事者等のとらえ方、各主体の責務と役割、高齢者虐待対応の具体的な流れ、帳票等について内容を追加しています。

このマニュアルを通して、関係機関の皆様と共通認識を持ち、一層の連携強化や迅速で適切な高齢者虐待対応に役立てていただければ幸いです。

平成27年5月

# 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法」という）における「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（第2条第1項）。

高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義・具体例は、以下の通りです。

## 《高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義》

<b>■養護者における高齢者虐待（第2条第4項）</b>	
1	養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為  イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
2	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
<b>■養介護施設従事者等による高齢者虐待（第2条第5項）</b>	
1	老人福祉施設等の養介護施設の業務に従事する者が、当該施設に入所し、その他当該施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為  イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護するべき職務上の義務を著しく怠ること ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
2	老人居宅生活支援事業等の養介護事業において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う上記イ～ホまでに掲げる行為

## 《養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例》

区分	具体的な例
イ 身体的虐待	<b>①暴力的行為</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>ぶつかって転ばせる。</li> <li>刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>本人に向けて物を投げつけたりする。 など</li> </ul> ※高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為も含む
	<b>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など</li> </ul>
	<b>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（具体例はP4～5を参照）</b>

<p>□ 介護・世話の放棄・放任</p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化される行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせている。 など</li> </ul> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠る行為、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状態にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など</li> </ul> <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など</li> </ul> <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手だてをしていない。 など</li> </ul>
<p>ハ 心理的虐待</p>	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言脅す。 など</li> </ul> <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排せつの失敗や食べこぼしなど、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。</li> <li>・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など</li> </ul> <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんな事ができないの」などと言う。</li> <li>・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など</li> </ul> <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</li> </ul> <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・理由もなく住所録を取りあげるなど、外部との連絡を遮断する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など</li> </ul> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車イスでの移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など</li> </ul>
二 性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。</li> <li>・わいせつな映像や写真をみせる。</li> <li>・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排せつをさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など</li> </ul>
ホ 経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</li> </ul>

参考：「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（社団法人日本社会福祉士会）

これらは広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものと見えるため、高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、権利擁護のために支援が必要と予測される場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な対応を行っていく必要があります。

## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方

### (1) 「高齢者（被虐待者）」のとりえ方

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の45第1項第4号）の実施が義務づけられていますが、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第9条）。

したがって、65歳未満であっても介護保険の適用となる特定疾患を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる者であれば、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を行っていく必要があります。

なお、65歳未満の者であって介護保険法に規定されているサービスの提供を受ける障がい者については、法の一部改正により、「高齢者」とみなして対応することになりました。

そのため、高齢者虐待対応を原則としながらも、本人の状況等を勘案し、高齢福祉課と社会福祉課が連携し、本人にとって最も適切な対応を判断していくことが求められます。

#### ■高齢者虐待防止法 第2条第6項

65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

### (2) 「養介護施設従事者等（虐待者）」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～26条）。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は以下のとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員全てが対象となります。

なお、養介護施設・事業所従事者による保険外の独自サービスでの虐待も養介護施設従事者による高齢者虐待として対応します。

#### 「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター

#### 「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

#### 「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（高齢者虐待防止法第2条）

なお、老人福祉法の改正により、平成18年4月から有料老人ホームの対象が拡大しました（老人福祉法第29条）。

①人数要件の廃止（改正前は10人以上）

②提供サービス要件の拡大（「食事の提供」、「入浴、排せつもしくは食事の介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかの提供があれば有料老人ホームに該当）  
このような要件に該当する場合は、届出がなされていなくとも、老人福祉法に基づく北海道の立入調査や改善命令の対象となります。

また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

### 3 身体拘束に対する考え方

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、2000年の介護保険制度の施行時から介護保険施設などにおいて、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(身体拘束は、原則として全て高齢者虐待に該当する行為と考えられます。)

ただし、「身体拘束ゼロへの手引き」(2001年3月：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編)において、高齢者本人や他の利用者の生命身体が危険にさらされる場合など「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

#### 《身体拘束の具体例》

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

#### 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件(全て満たすことが必要)

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替制：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時制：身体拘束は一時的なものであること

#### ※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人またはチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要である。
- ・また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除することが必要である。
- ・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要である。



## 4 各主体の責務と役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又はは職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

### (1) 伊達市（高齢福祉課）

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び養介護施設・事業所の運営適正化について、市町村は責任を持つことが規定されています。

#### ＜高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務と役割＞

##### ■高齢者虐待への対応に関する項目

- ①養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報又は届出に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ②通報又は届出を受けた場合の守秘義務（第23条）
- ③養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るための、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限行使（第24条）
- ④第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談受付、関係部局・機関の紹介（第27条第1項）
- ⑤財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る後見開始の審判の請求（第27条第2項）

##### ■体制整備に関する項目

- ①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- ②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第3条第2項）
- ③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第3条第3項）
- ④対応窓口の周知（第21条第5項）
- ⑤成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応では、介護保険施設・事業所の指導監査業務を担当する介護保険係や地域包括支援センターに通報等が寄せられた際には、高齢者福祉係へ連絡するほか、必要な情報提供や養介護施設・事業所への対応など、連携しながら対応します。

また、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設・事業所に対して指定権限を有する北海道との連携は非常に重要です。当該養介護施設・事業所に実施した過去の指導監査結果や苦情等情報の照会、事実確認や虐待の有無の判断、指導内容等の検討など、虐待対応の一連の場面で協力を依頼したり共同で実施することがあるため、通報等が寄せられた際には、胆振総合振興局社会福祉課と迅速に対応できる連携協力体制を整備しておくことが必要です。

### (2) 養介護施設・事業所、従事者

高齢者虐待防止法では、養介護施設・事業所は高齢者虐待を防止するための措置や養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は速やかに通報する義務が定められています。

そのため、養介護施設・事業所等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行い、経営者・管理者は、虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

#### ＜高齢者虐待防止法に規定する養介護施設・従事者等の責務と役割＞

##### ■高齢者虐待の防止に関する取組（第20条） ～養介護施設設置者、養介護事業を行う者

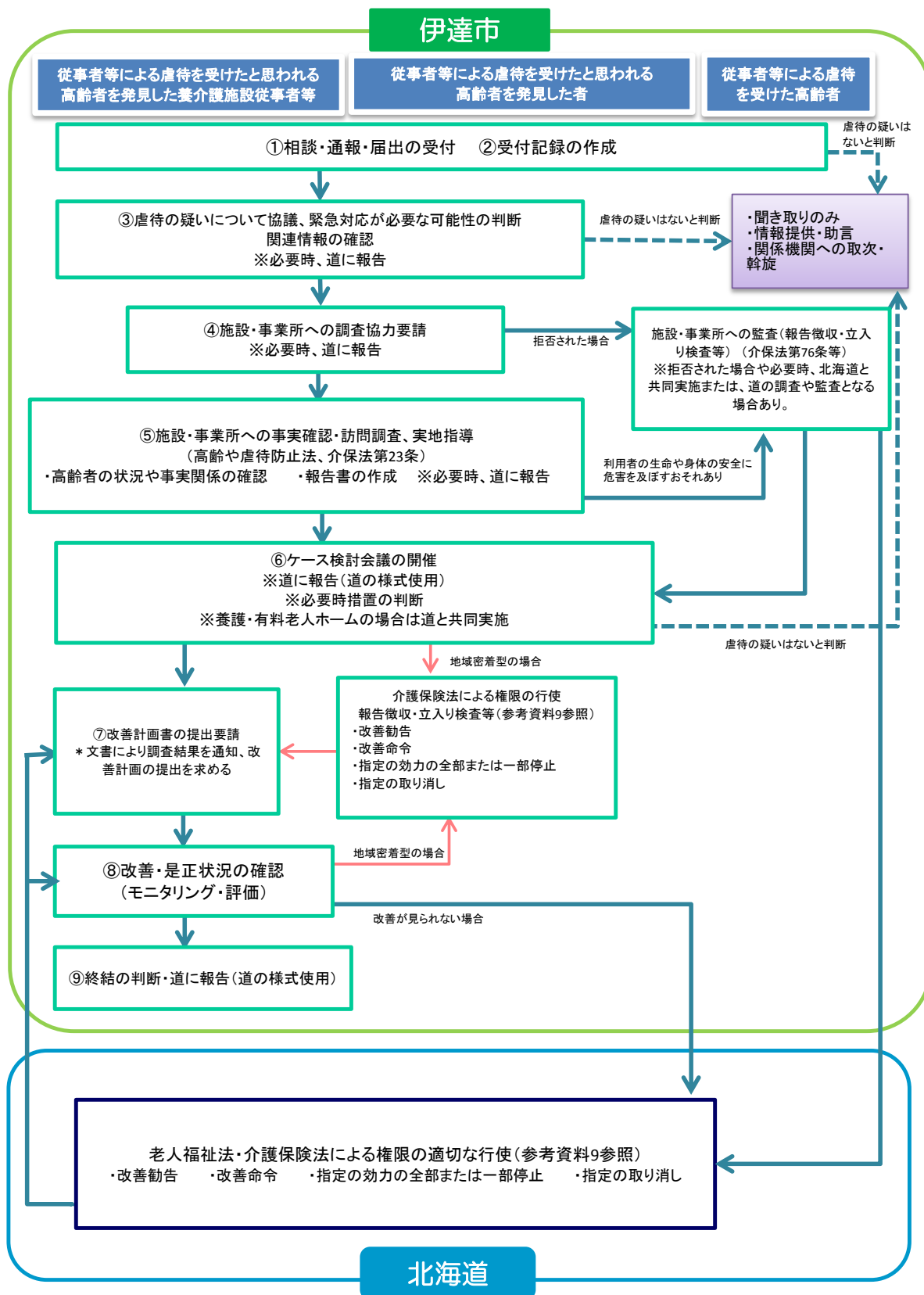
- ①養介護施設従事者等の研修の実施
- ②養介護施設・事業所を利用する高齢者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

##### ■通報等の義務（第21条） ～養介護施設従事者等

業務に従事している養介護施設・事業所において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際の通報義務

## 5 高齢者虐待の具体的な対応

### (1) 高齢者虐待対応の基本的な流れ



## (2) 具体的対応

### ①相談・通報・届出の受付 ②受付記録の作成

高齢者虐待に関する通報や届出、相談（以下、通報等）は、様々な関係者から寄せられます。また、訴えの内容も通報・届出者、相談者（以下、通報者等）個人の主観が混在していることも少なくありません。そのため、いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか、それを直接見聞きしたのか、他人から聞いたのかなど、客観的な事実を聞きとるため、受付票（参考資料1）により受理します。

### ■ 「個人情報の保護に関する法律」の規定

高齢者虐待は非常に繊細な問題を扱うため、支援を行う関係者は相談や通報内容や通報者、支援の過程で知り得た情報は、漏らしてはならないと法律で規定されており（法第23条）、個人のプライバシーの保護において特に配慮する必要があります。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）では、個人情報における利用目的の制限（第16条）、第三者提供の制限（第23条）が義務づけられていますが、高齢者虐待事例の対応では、これらの例外規定に該当する場合があります。

### 《個人情報保護に関する規定と例外規定》

#### ■ 高齢者虐待防止法

第23条 （略）当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（略）都道府県の職員についても同様とする。

#### ■ 個人情報保護法

第16条 本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない。

第23条 本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならない。

#### ■ 個人情報保護法第16条・第23条の例外規定と高齢者虐待における解釈例（※部分）

##### ①法令に基づく場合

※高齢者虐待を発見したものが市町村に通報等を行う場合（第7条、第21条）

※立入調査（第11条）において必要な調査又は質問を行う場合

##### ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

※虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、意識不明又は認知症等により同意の確認が困難な場合等

##### ③(略)

##### ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

※高齢者虐待防止法に基づき、市町村と地域包括支援センター、介護保険事業者や民生委員、警察等の関係機関がネットワークを組んで対応する場合

参考：東京都高齢者虐待対応マニュアル（東京都）

### ■ 通報者の保護

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報者の保護についても規定しています。この規定は、養介護施設従事者等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

なお、この規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものは除きます。ただし、高齢者虐待防止法第23条の自治体職員の秘密保持義務に規定されるとおり、その通報等が虚偽又は過失に基づくものであった場合でも、自治体が養介護施設・事業所等に通報者を教えてよいことにはなりません。

#### ■ 高齢者虐待防止法

第21条第6項 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと

第21条第7項 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと

## ■ 夜間休日の対応について

高齢者虐待相談の窓口での相談時間は、平日8時45分～17時30分となっていますが、高齢者虐待に関する通報等では、休日・夜間であっても緊急な対応が求められる場合もあります。

休日・夜間に高齢者虐待に関する相談を受けた場合は、フロー図を参考に複数職員で対応し、当面の対応方針を決定して初動期対応を行います。

その後積極的介入の必要性の判断をし、それまでの対応の状況報告及び評価を行って、方針を決定します。

## ③虐待の疑いについて協議、緊急対応が必要な可能性の判断

通報を受けた際、虐待を受けたおそれのある高齢者が特定されている場合は、当該高齢者に関する情報を確認します。

また、通報等が寄せられた養介護施設・事業所に関する苦情相談や事故報告について、介護保険係に確認するとともに、北海道や国保連合会が有する当該施設・事業所に関する苦情や指導監査の結果について照会をかけ、内容確認を行います。

それらをもとに、①虐待か福祉サービス等への苦情か、②緊急性の判断、③介入方法、対応についての検討をします。③介入方法、対応について検討する際は、事業所側への連絡や調査時の役割分担等詳細に行います。

この協議は、高齢福祉課長、高齢者福祉係、介護保険係をメンバーとして行います。

協議の結果、緊急性が高いと判断した場合、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じないよう、高齢者の保護や医療機関への受診、入院等の緊急対応を検討する必要があります。

協議した内容は、必要時道へ報告します。

### <緊急性が高いと想定される状況>

- ・施設等が、虐待が行われていることの認識がなく、虐待の防止に対応していない場合や、再発の危険性がある場合
- ・虐待が行われているにもかかわらず、施設等が虐待者をかばっていると認められる場合
- ・高齢者本人が明確に保護を求めていると認められる場合
- ・独居などで支援者がなく、保護する必要がある場合
- ・高齢者の生命または身体に危険が生じているおそれがある場合

### <緊急性が低いと想定される状況>

- ・現在、入院中である、あるいは虐待が行われている施設等のサービスを利用していない場合
  - ・施設等が適切に対応し、介護担当者を変更していたり、事実確認など内部調査を実施している場合
  - ・虐待者が既に退職している場合
- ただし、虐待者が他の施設等で勤務している場合は、その施設・事業所での新たな虐待の発生も考慮に入れる必要があります。

参考：「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」（千葉県健康福祉部）

## ④施設・事業所への調査協力要請

通報があった場合、施設長・事業所の管理者等に対し、通報があったこと、この通報を受けて確認調査を開始すること、虐待された高齢者の状況、調査の進展段階で施設関係者からの聴取を行うことなどを説明しておくことが必要です。これにより、施設が自主的に内部調査に入ることが期待されます。

また、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する施設等に対する事実確認等は、当該施設等の任意の協力の下に行います。

事実確認を行う際には、当該施設・事業所へ事前連絡をすることで正確な調査が阻害されることなどが考えられるため、慎重に検討します。

任意の調査が拒否された場合、監査に切り替えたり、必要時道と共同して調査や監査を行うこともあります。

当該施設・事業所に協力要請をした際は、状況を道へ報告します。

## ⑤当該施設・事業所への事実確認・訪問調査、実地指導

高齢者の安全確保、通報等内容の事実確認やその他不適切ケアの有無等について、参考資料「高齢者虐待事実確認調書」、「高齢者虐待事情聴取」、「施設職員聞き取り調査票」を用いて行います。

調査を行う際は、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。訪問した目的や根拠条文等について説明し、調査への協力を依頼します。また、調査内容として、利用者や職員への面接調査、各種資料の閲覧やコピー等を行うこと、面接調査を行うための部屋を用意してもらうよう依頼します。

対象となる施設等は、以下のように分けられます。

事実確認の前に、通報があったことや市として事実確認を行うことを道へ報告します。

<p>●高齢者が生活する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・短期入所生活（療養）介護、介護予防短期入所生活（療養）介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
<p>●高齢者が施設を利用してサービスを受ける施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護、介護予防通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護</li> </ul>
<p>●高齢者が在宅においてサービスを受ける事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護</li> <li>・訪問入浴、介護予防訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護、介護予防訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>

#### ■当該高齢者からの事実確認

高齢者の安全性の確保を第一に据えて、聴取すべき関係者の範囲や順番も考慮しながら必要な確認作業を行います。

通所系又は訪問系の施設や事業所では、家族や近隣住民、ケアマネジャーなど、日頃高齢者との接触が多い人達からの確認が有効です。

事実確認調書（参考資料2）を備え付けておきます。

#### ■施設長・事業所の管理者（訪問介護事業所にあつてはサービス提供責任者）等からの事実確認

通報等の内容に関する事実確認を行います。その際、発生した事案に関して管理者層・管理職が把握している事項もあわせて確認します。

通報等の内容に関する事実関係の確認後、当該高齢者への介護内容や配慮事項、事故等の確認のほか、虐待・事故防止にどのように取り組んでいるのか、職員の負担感やストレスに対する対処方法など、当該高齢者への対応状況や事業運営に関する事項の確認を行います。なお、場合によっては当該高齢者からの事実確認の前に実施することもあります。

事情聴取用紙（参考資料3、4）を備え付けておきます。

#### ■施設・事業所職員からの事情聴取

虐待が行われたこと、または、その疑いがあるが、具体的な虐待者が特定されない場合は、可能な限り多くの職員から事情を聴取します。虐待の有無の認定と虐待者の特定をし、同様の事項が他の利用者にも発生しているか、その他の権利侵害や不適切なケアがあるかどうか等についても確認し、その内容を施設や事業所の責任者へ報告します。

聞き取り用紙（参考資料5～7）を備え付けておきます。

#### ■虐待を行った疑いのある職員への面接

職員が虐待等を行ったことを認めた場合には、その理由や原因がどこにあるのか（技術的な問題、職場の人間関係、ストレス等）を意識しながら質問することで、当該施設・事業所の運営上の課題が見えることもあります。

疑いの段階の場合は、当該職員が虐待を行ったという前提で面接調査を行うことは適切ではありません。

聞き取り用紙（参考資料5～7）を備え付けておきます。

### ⑥ケース検討会議の開催

調査の結果、高齢者本人や施設等への対応方針をケース検討会議で協議します。

メンバーは、高齢福祉課長、高齢者福祉係、介護保険係で構成され、場合によって福祉部長を招集します。

確認された虐待の状況を道に報告します（参考資料5）。

#### ■ 養介護施設等への対応

事実確認を行い、確認した結果を高齢者本人や家族等へ説明するよう指導が必要です。

また、当該施設・事業所が虐待を防ぐことができなかった原因を分析し、再発防止に努めるよう指導内容を検討します。

虐待に該当する行為や不適切ケア等が明らかとなった場合には、当該施設・事業所自らが組織運営上の課題を明らかにし、その課題を改善するための取り組みを促進していくことが重要です。

#### ■ 養介護施設従事者等本人への対応

虐待者本人には、虐待であることを認識してもらい、原因を分析し再発を防ぐための対策を講じるよう指導内容を検討します。

#### ■ 高齢者本人への対応

高齢者を保護する必要がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」を適用するなど対応します。また、虐待の疑いが拭い切れない場合や、経済的虐待等によって金銭や財産等の搾取が継続するおそれがある場合には、早急に高齢者を保護したり、成年後見の申立てを行うなど適切な対応を図ります。

#### ■ 通報者への対応

事実確認した内容と対応方法について、通報者に連絡します。（通報者への不利益の排除に配慮します）

#### ■ 管理職、職員の研修、資質向上

虐待防止についての研修を行い、再発防止意識を高める努力を促し、資質向上が図られるよう指導内容を検討します。

#### ■ 個別ケアの推進

施設では、大きな集団を前提にケアが行われていたため、合理化されたケアでなければ仕事をこなさきれない状況もあり、そのような中で身体拘束や心理的虐待と思われる事例が生まれています。

このような事例が起きないようにするため、施設においては、高齢者の自主性と人間としての尊厳を尊重するという視点に立ち、高齢者の表情の変化や日常動作の異常などをいち早く見つけるための個別ケアを徹底し、虐待の早期発見の取組みや発見した場合（疑いを含む）の報告システムを再構築するよう指導内容を検討します。

#### ■ 情報公開

養介護施設は外部からの目が届きにくく閉鎖的になりがちです。施設見学やボランティアの受け入れ、地域との交流を図ったり、サービス評価（自己評価、第三者評価など）を積極的に導入するよう指導内容を検討します。

#### ■ 苦情処理体制

利用者やその家族等から苦情が寄せられた場合は、担当者を決め、速やかに対応できるようなシステムを構築するよう指導内容を検討します。

### ⑦改善計画書の提出要請

ケース検討会議で検討された内容に基づき、期限を定めて（通知後1か月以内が望ましい）改善計画書を提出するよう求めます。

記された内容が不十分だったり、具体性や実現性がないなど、改善計画の内容が不十分と考えられる場合には、修正するよう指導を行います。

### ⑧改善・是正状況の確認（モニタリング・評価）

改善計画に基づいて取り組みの評価を行います。期間を定めて目標を設定した場合には、期日が過ぎた時点で評価し、その後の改善状況を検討します。その際は、当該施設・事業所を訪問して確認します。

確認方法としては、実施記録からの確認、管理者や一般職員へのヒアリングやアンケートの実施、高齢者への面接による生活状況確認等があります。

改善が見られない場合、改善勧告や改善命令といった権限の行使を検討することが必要です（参考資料6～10）。

### ⑨終結

虐待対応は、常に終結を意識して行う必要があります。虐待対応が終結していないことは、養介護施設従事者等による高齢者への権利侵害が継続していることを意味しています。

以下に示す状況が確認された場合に、評価会議を開催し虐待対応の終結を判断します。

また、終結を判断した時点で道に報告します（参考資料5）。

- 事実確認において確認された虐待や不適切ケアなどが解消されている。
- 評価時点でその他の虐待や不適切ケアなどが生じていない。
- 個々の改善目標が計画どおり達成された。
- 改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取り組みを含む）。
- 虐待予防のための取り組みが継続して行われている。

# 参 考 資 料

参考資料1	虐待相談受付票	1
参考資料2	高齢者虐待事実確認調書	2
参考資料3	高齢者虐待事情聴取	3~4
参考資料4	施設職員聞き取り調査票	5~7
参考資料5	高齢者虐待報告書	8
参考資料6	法律に基づく権限	9~10
参考資料7	高齢者虐待防止法条文	11~16



# 虐待相談受付票（養介護施設等利用者用）

参考資料 1

受付：平成 年 月 日 時 分

担当者名：

通報者	匿名・実名	氏名		年齢	歳	性別	男・女
	連絡先	自宅：	携帯：				
	住所		被虐待者との関係				
	その他						
受けた人 虐待を	氏名		年齢	歳	性別	男・女	
	所在	自宅・施設入所中→	事業所・施設名				
	住所						
発見した状況		目撃・痕跡を発見・他の人から聞いた・施設への連絡をした（していない）					
疑いを持った理由							
虐待の内容	いつ						
	どこで	事業者・施設名					
	内容						
	虐待者	職種					
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
		その他					
現在の状況							
家族の状況	家族構成						
	主たる養護者						
判定	緊急を要する・苦情処理対応・虚偽・過失による事故・その他（ ）						
連携	連絡：済（ 年 月 日）・未（状況： ）						
	連絡先：ケアマネジャー・地域包括支援センター・関係市町村（ ）・警察・道・他（ ）						
	連絡先所属： 氏名： 電話：						

参考：「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」（千葉県健康福祉部）

# 高齢者虐待事実確認調書

参考資料2

調査日：平成 年 月 日

担当者名：

虐待を受けた人	氏名		年齢	歳	性別	男・女
	所在	自宅・施設入所中→	事業所・施設名			
	住所					
確認をした相手	氏名					
	職種					
	勤務先等					
虐待の内容	虐待の種類	心理的虐待・身体的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクト <具体的状況>				
	虐待の程度	けがの状態や虐待の回数、頻度等				
	虐待の事実と経過	①虐待の被害にあった高齢者と虐待者の特定②いつ、どこで、どのような虐待が、どのような原因があって発生したか				
	虐待と判断した(思った)理由					
高齢者の状況	安全確認した結果	虐待を受けた高齢者が現在どのような状況に置かれているのか、依然として虐待を受ける可能性があるのか、又は、既に安全な場所にいるのか等				
	身体及び精神の状況	虐待を受けたときの状況と事情聴取した時点の状況を確認する(要介護度・障がい高齢者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度、疾病や障害等の有無や程度等)				
	高齢者の生活状況	現在の生活状況や様子を確認することで、身体的虐待や心理的虐待のサインを読みとったり、体重の急激な減少や食欲の変化等から兆候を知る ----- 家族状況、民生委員、近隣住民からの情報				
その他の事項	サービスの利用状況	虐待がなされた当時に受けていたサービス内容や記録を確認し、その内容から虐待の内容や日時を特定(推定)することや担当者を特定(推定)することが可能となる				
	医療の状況	①主治医(嘱託医)から、利用者が受診した際に、不自然な傷や打撲などがなかったか、虐待が疑われる骨折はなかったかなどを確認する②受診状況や、施設・事業所の医療の体制等を確認する				

参考：「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」(千葉県健康福祉部)

# 高齢者虐待事情聴取

参考資料3

調査日：平成 年 月 日

担当者名：

氏名	年齢	歳	性別	男・女
施設・事業所名				
施設長（管理者）氏名				
就任年月日				
虐待防止に対する施設長の意識	施設長（管理者）の虐待防止に対する意識を確認するとともに、職員に対する指導方針等を確認する			
虐待防止に対する職員の意識	職員の虐待防止に対する意識や施設長（管理者）の指導に対する受けとめ等を確認する			
虐待防止の取組	虐待防止や身体拘束に関する会議や研修の実施状況を確認し、職員への周知の状況等を確認する			
苦情や事故等発生状況及び対応	過去の苦情対応や事故・ヒヤリハット等の報告体制や対応状況を確認する			
過去の虐待発生状況及び対応	過去の虐待発生の有無を確認し、虐待の事実があった場合は、具体的な把握方法とその対応について確認する。また、過去に、本人や家族から、担当職員の変更を申し出された事例はなかったか確認する			
再発防止の取り組み	虐待防止に向けて、介護技術や認知症への理解を深めるための職員研修を実施しているか確認する			
サービスの提供状況の確認	<p>高齢者の日課、サービスの提供の状況や内容、その時の記録を介護日誌、看護日誌等で確認する                      ※その内容から虐待が行われたと思われる日時やサービスを提供していた職員の特定（推定）が可能になる場合がある</p> <p>介護記録・アセスメント記録・サービス担当者記録・サービス計画書等（日誌）</p> <p>看護記録（日誌）</p>			

虐待を行った疑いのある職員の勤務状況	採用年月日
	最近の勤務状況（欠勤は多くないか、勤務状況は良好か等）や性格、生活状況、同僚との人間関係、虐待の被害にあった高齢者の性格も含め当該職員との人間関係などを確認する（勤務表、研修受講記録等）
通報の事実確認	虐待（疑いを含む）の事実確認の状況
	虐待（疑いを含む）の状況に関する施設長からの説明
施設職員の勤務体制	①虐待があったと思われる日の職員の勤務体制から、過度な勤務状況や問題はなかったか等確認する ②月間勤務表等
医療状況	医師・看護師から医療の状況や、どのような場合に外部受診することとしているか基準を確認する
金銭・資産管理の状況	利用者の金銭及び資産管理者、管理方法、定期的に家族に残高を示しているか等確認する 金銭管理の状況
	資産管理の状況
その他の特記事項	施設・事業所内の状況（職員の数や言葉遣い、環境整備等）

参考：「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」（千葉県健康福祉部）

施設職員聞き取り調査票

参考資料4

氏名： \_\_\_\_\_  
 職名： \_\_\_\_\_ (勤続 年 月)  
 所要時間： \_\_\_\_\_ 時 分～ \_\_\_\_\_ 時 分

No.	質問事項	回答			特記事項
1	施設の雰囲気はhowですか	活気が ある	普通	沈んで いる	
2	職場（周り）の雰囲気はhowですか	明るい	普通	暗い	
3	あなたは高齢者虐待防止法を知っていますか	はい	いいえ	わから ない	
4	こちらの施設では、高齢者虐待防止法に対する取り組みを行っていますか	はい	いいえ	わから ない	
5	虐待防止法について職員会議を開催していますか	はい	いいえ	わから ない	
6	施設で虐待があった場合の取り組みはありますか	はい	いいえ	わから ない	
7	あなたは利用者から怒られたり、怒鳴られたことはありますか	はい	いいえ	わから ない	
8	あなたは他の職員が利用者から、怒られたり怒鳴られたことを見たり、噂で聞いたことはありますか	はい	いいえ	わから ない	
9	あなたは利用者に対して大声で話したり、怒鳴ったりしたことはありますか	はい	いいえ	わから ない	
10	あなたは他の職員が利用者に対して大声で話したり、怒鳴っているのを見たり、行っているという噂を聞いたことはありますか	はい	いいえ	わから ない	
11	あなたは利用者がいわゆる粗相をした時に、そのことを声に出して指摘したことはありますか	はい	いいえ	わから ない	
12	あなたは他の職員が、利用者がいわゆる粗相をした時に、そのことを声に出して指摘したことを見たりしたことはありますか	はい	いいえ	わから ない	
13	この施設で以前虐待が行われたということを聞いたことはありますか	はい	いいえ	わから ない	

No.	質問事項	回答			特記事項
14	利用者が特定の職員を怖がっているという噂を聞いたことはありますか	はい	いいえ	わからない	
15	利用者が特定の職員に対して、動揺を示したり、接触を避けようとするようなことはありますか	はい	いいえ	わからない	
16	施設では、入浴時や排泄介助時に身体のチェックをしていますか	はい	いいえ	わからない	
17	身体チェックで異常を発見した時どのように対応していますか	具体的に記入			
18	身体チェックで異常を発見した時その内容を家族に伝えていますか	はい	いいえ	わからない	
19	身体チェックで異常を発見した時その内容を記録していますか	はい	いいえ	わからない	
20	アザや傷跡などを発見して、虐待を疑ったことはありますか	はい	いいえ	わからない	
21	この施設で医師の診断を要するような利用者の事故はありますか	はい	いいえ	わからない	
22	特に事故あるいはケガが多いと思われる利用者はいいますか	はい	いいえ	わからない	
23	施設では事故が発生した場合、市町村や道に報告していますか	はい	いいえ	わからない	
24	施設では内部研修を実施していますか	はい	いいえ	わからない	
25	こちらの施設では、介護・看護の記録はどこまで決裁していますか	具体的に記入			
26	施設では、上司が介護・看護の記録を見て、何らかの指導や指示はありますか	はい	いいえ	わからない	
27	施設長や上司から怒られたり、怒鳴られたことはありますか	はい	いいえ	わからない	
28	他の職員が施設長や上司から怒られたり、怒鳴られているのを見たり、噂で聞いたことはありますか	はい	いいえ	わからない	
29	あなたは、仕事をしていて疲れたとか、ストレスを感じたことはありますか	はい	いいえ	わからない	

No.	質問事項	回答			特記事項
30	あなたはこちらの職場に不満はありますか	はい	いいえ	わからない	
31	あなたは仕事に不満はありますか あるとすれば、どのような点ですか	はい	いいえ	わからない	
		具体的に記入			
32	施設の職員の定着率が悪いと感じたことはありますか	はい	いいえ	わからない	
33	職員会議等で、職員が自由に発言できますか	はい	いいえ	わからない	
34	あなたはこちらの職場で不公平だと感じたりしたことはありますか	はい	いいえ	わからない	
35	あなたは、職場で相談できる人はいますか	はい	いいえ	わからない	

参考：「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」（千葉県健康福祉部）

市町村名：伊達市

1 事案の種別

<input type="checkbox"/> 高齢者虐待の事実が認められたケース <input type="checkbox"/> 道と共同で事実の確認が必要なケース 理由
--

2 養介護施設等の状況

名称			
所在地		TEL	
サービス種別			

3 虐待を受けた（受けたとと思われる）高齢者の状況

性別	男 ・ 女	年齢	歳
要介護度	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5		
その他心身の状況			

4 虐待の内容

虐待の種類	身体的虐待 経済的虐待	介護・世話の放棄・放任 その他（	心理的虐待	性的虐待
虐待の内容				
発生要因				

5 虐待を行った者の状況

氏名		生年月日	
職種・資格等			

6 市町村が行った対応

--

7 施設・事業所における改善措置状況

--

8 その他特記事項

--



高齢者虐待防止法には、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村又は都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています（第24条）。

《老人福祉法・介護保険法による権限規定》

◆文書の提出等

介護 保険 法	第23条	伊達市長	居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会
	第24条	北海道知事	居宅サービス等を行ったもの又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等に関する報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問

◆報告徴取・立入検査等

老人 福祉 法	第18条	北海道知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴取・立入検査等
	第29条第7項	北海道知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴取・立入検査等
介護 保険 法	第76条	北海道知事 伊達市長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第78条の7	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第83条	北海道知事 伊達市長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第90条	北海道知事 伊達市長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第100条	北海道知事 伊達市長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴取・立入検査等
	第112条	北海道知事 伊達市長	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴取・立入検査等
	第115条の7	北海道知事 伊達市長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
	第115条の17	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等
第115条の27	伊達市長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴取・立入検査等	

◆勧告・公表・改善命令

老人 福祉 法	第18条の2第1項	北海道知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令
	第29条第11項	北海道知事	有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護 保険 法	第76条の2	北海道知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第78条の9	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第83条の2	北海道知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第91条の2	北海道知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・改善命令
	第103条	北海道知事	介護老人保健施設の開設者等に対する勧告・公表・改善命令
	第113条の2	北海道知事	指定介護療養型医療施設の開設者等に対する勧告・公表・改善命令
	第115条の8	北海道知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
	第115条の18	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・改善命令
第115条の28	伊達市長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・改善命令	

◆指定取消・指定の効力停止

老人 福祉 法	第18条の2第2項	北海道知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	北海道知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消
介護 保険 法	第77条	北海道知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の10	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第84条	北海道知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第92条	北海道知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第104条	北海道知事	介護老人保健施設の許可取消・指定の効力停止
	第114条	北海道知事	指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止
第115条の9	北海道知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定効力停止	

第115条の19	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定効力停止
第115条の29	伊達市長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止

《老人福祉法・介護保険法の規定による権限行使（施設・事業種別）》※簡略化

老人福祉法	第18条	北海道知事	老人居宅生活支援事業者	報告徴取・立入検査等
	第18条 第18条の2	北海道知事	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター	報告徴取・立入検査等 事業制限・停止命令
	第18条 第19条	北海道知事	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	報告徴取・立入検査等 事業廃止命令、認可取消
	第18条の2	北海道知事	老人居宅生活支援事業者（認知症 対応型老人共同生活援助事業者）	事業制限・停止命令
	第29条	北海道知事	有料老人ホーム設置者	報告徴取・立入検査等、改善命令
介護保険法	第76条	北海道知事 伊達市長	指定居宅サービス事業者	報告徴取・立入検査等
	第76条の2 第77条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第78条の7 // の9 // の10	伊達市長	指定地域密着型サービス事業者	報告徴取・立入検査等 勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第83条	北海道知事 伊達市長	指定居宅介護支援事業者	報告徴取・立入検査等
	第83条の2 第84条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第90条	北海道知事 伊達市長	指定介護老人福祉施設	報告徴取・立入検査等
	第91条の2 第92条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第100条	北海道知事 伊達市長	指定介護老人保健施設	報告徴取・立入検査等
	第103条 第104条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 許可取消・許可の効力停止
	第112条	北海道知事 伊達市長	指定介護療養型医療施設	報告徴取・立入検査等
	第113条の2 第114条	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第115条の7	北海道知事 伊達市長	指定介護予防サービス事業者	報告徴取・立入検査等
	第115条の8 // の9	北海道知事		勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第115条の17 // の18 // の19	伊達市長	指定地域密着型介護予防サービス 事業者	報告徴取・立入検査等 勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止
	第115条の27 // の28 // の29	伊達市長	指定介護予防支援事業者	報告徴取・立入検査等 勧告・公表・措置命令 指定取消・指定の効力停止

参考：市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き（社団法人日本社会福祉士会）

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正：平成二十三年六月二四日法律第七九号

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (定義等)

**第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

**2** この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

**3** この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

**4** この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

**5** この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条之三 に規定する老人福祉施設若しくは 同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム又は 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第八条第二十一項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設、 同条第二十六項 に規定する介護老人福祉施設、 同条第二十七項 に規定する介護老人保健施設若しくは 同法百十五条の四十六第一項 に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条之二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は 介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、 同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、 同条第二十三項 に規定する居宅介護支援事業、 同法第八条之二第一項 に規定する介護予防サービス事業、 同条第十四項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは 同条第十八項 に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

**6** 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号) 第二条第一号 に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

### (国及び地方公共団体の責務等)

**第三条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**3** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### (国民の責務)

**第四条** 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

**第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

**第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

**第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 **刑法**（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に**老人福祉法第二十条の三**に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、**同法第十条の四第一項**若しくは**第十一条第一項**の規定による措置を講じ、又は、適切に、**同法第三十二条**の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

**第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について**老人福祉法第十条の四第一項第三号**又は**第十一条第一項第一号**若しくは**第二号**の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

**第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、**介護保険法第一百五十五条の四十六第二項**の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な**警察官職務執行法**（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

**第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について**老人福祉法第十一条第一項第二号**又は**第三号**の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

**第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

**第十五条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、[老人福祉法第二十条の七の二第一項](#)に規定する老人介護支援センター、[介護保険法第一百五十九条の四十六第三項](#)の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

**第二十条** 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 [刑法](#)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市及び[同法第二百五十二条の二十二第一項](#)の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

**第二十四条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、[老人福祉法](#) 又は[介護保険法](#) の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雑則

（調査研究）

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、[老人福祉法第三十二条](#)の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日
- 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二條、第十二條及び第十八條並びに附則第七條から第十一條まで、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條、第五十六條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第八十六條の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第百條まで、第百三條、第百九條、第百十四條、第百十七條、第百二十條、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日
- 五 第四條、第八條及び第二十五條並びに附則第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第三十一條まで、第八十條、第八十二條、第八十八條、第九十二條、第百一條、第百四條、第百七條、第百八條、第百十五條、第百十六條、第百十八條、第百二十一條並びに第百二十九條の規定 平成二十年十月一日
- 六 第五條、第九條、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第百十一條、第百十一條の二及び第百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

（罰則に関する経過措置）

**第百三十一條** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

**第百三十二條** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第百三十三條** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十條第一号の改正規定（「第二十八條の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四條、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

**第五十一條** この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第五十二條** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号）抄**  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。